



小児（3歳以降）のHTLV-1 抗体検査について

☆ 母親が子どもへのかかわり方で気をつけること

栄養方法を考慮することを除いて、かかわり方に違いはありません。母子間の触れ合いで感染がおこることはありません。

☆ 子どものHTLV-1抗体検査について

どのような栄養方法を選択したかにかかわらず、HTLV-1キャリアの母親の子どもに感染していないかを確認するために、3歳の時、またはそれ以降にHTLV-1の抗体検査を受けることを勧めています。

「3歳になったら、かかりつけの小児科医療機関で子どもの抗体検査を受けるよう言われた」と母親から電話で相談があった場合、まず、相談に至った経緯をよく聴いていただき、以下の1) または2) のいずれかの対応をしてください。また、どのような栄養方法で育てたかについての情報を得ておきましょう。（電話対応する職員全員に周知しておくことが大切です。）

1) かかりつけの小児科医療機関で抗体検査と結果説明ができる場合

- ・抗体検査について説明し、その結果陽性の場合、確認検査が必要なことについても説明する。
抗体検査はPA法またEIA法（CLEIA法）。費用は保険診療。
- ・心配なことや不安なことがあれば相談するよう伝え、母親の不安を受け止める。

2) かかりつけの小児科医療機関で抗体検査と結果説明等の対応が困難な場合

- ・茨城県立こども病院または筑波大学附属病院で抗体検査及び確認検査ができることを説明する。
- ・母親が希望する病院に連絡を取り、スムーズに検査が受けられるよう調整する。

☆ 子どもの抗体検査の結果説明について

- 1) 一次スクリーニング抗体検査が陰性の場合の説明
陰性の場合、母親に速やかに結果を説明する。
- 2) 一次スクリーニング抗体検査が陽性の場合の説明
確認検査（WB法）が必要であることを説明する。



お子さまから採血して調べた HTLV-1 抗体検査の結果が陽性でした。しかし、これは「お子さまは HTLV-1 に感染しています」ということを、ただちに意味するものではありません。

したがって、それを確かめるために、確認検査が必要です。この検査を受けることを希望される場合は、改めて血液検査を受けてください。

この確認検査結果が陽性であった場合は「HTLV-1 に感染している可能性が高い（HTLV-1 キャリア）」、陰性の場合「HTLV-1 に感染していない」と判断されます。

ただし、残念ながら、一部に確認検査の結果が「判定保留」と出ることがあり、この場合は「HTLV-1 に感染しているか現在のところ不明」です。

※ 確認検査については、茨城県立こども病院または筑波大学附属病院の小児血液専門医を紹介。そこで検査が受けられることを説明し、病院への紹介状及び連絡調整を行い、スムーズに検査が受けられるように配慮する。

【参考文献】 1. H23.3.2 厚生労働省「HTLV-1 母子感染予防対策全国研修会」長崎大学病院小児科森内浩幸教授講演資料「HTLV-1 母子感染に関する保健指導とカウンセリングについて」より一部抜粋

2. 「HTLV-1 母子感染予防対策医師向け手引き P10」より一部抜粋